

【ドイツ】 EU の高資格外国人労働者指令を実施する法律

海外立法情報課・渡辺 富久子

* EU の高資格外国人労働者指令の実施に伴い、滞在法が改正され、EU ブルーカードに関する規定が設けられる。また、併せて、ドイツの大学を卒業した外国人が、ドイツで就労及び永住することを容易にするための同法の改正が行われた。

滞在法

ドイツは、長らく、公に移民国であると認めてこなかった。だが、2005年1月1日に施行された移民法により、ドイツが移民国であることが公式に認められたとされている。この移民法の一環として、それまでの外国人法に代えて、滞在法が制定された (BGBI. I 2004 S.1950)。

滞在法は、ドイツの外国人受入れ・統合能力、経済上・労働市場政策上の利害及び人道的な義務を考慮して、外国人入国を制御するために、外国人の入国、滞在、就労及び統合を定める法律である。ただし、同法は、他の EU 諸国の国籍を有する者には適用されない (第 1 条)。外国人がドイツに滞在するためには、滞在資格 (査証、滞在許可、定住許可など) を取得する必要がある (第 4 条)。査証及び滞在許可は期限付きであり、定住許可は無期限である。滞在許可を得て原則 5 年以上ドイツに滞在し、一定の要件を満たす者には、定住許可が付与される (第 9 条)。

EU ブルーカード

EU の高資格外国人労働者指令 2009/50/EC で定められた EU ブルーカードは、高資格を有する EU 域外の外国人のための就労許可証である。EU の高資格外国人労働者指令を実施する法律が制定され (BGBI. I S.1224)、この法律により、EU ブルーカードに関する規定が滞在法に設けられた。同法は 2012 年 8 月 1 日に施行される。

滞在法の改正により、EU ブルーカードは滞在資格の一つとして定められた (第 4 条)。EU ブルーカードは、ドイツの大学又はこれに相当する外国の大学を卒業し、一定の所得を得る者に最長 4 年の期限で付与される。EU ブルーカードを付与された者が 33 か月以上就労し、年金保険への加入、生計の確保等の要件を満たす場合には、定住許可が付与される。一定のドイツ語能力を有する者にあっては、この期間は 21 か月に短縮される (第 19a 条)。

従来、高資格労働者 (学者、大学教職者等、特別な職業経験を有する専門家及び管理職員) については第 19 条で規定されていた。このうち、特別な職業経験を有する専門家及び管理職員については、これまで、最低所得額が一般年金保険の算定限度額と同額 (2012 年現在 66,000 ユーロ) とされていたが、これらの者には今後「第 19a 条 EU ブルーカード」が適用されることになり、年間の最低所得額が一般年金保険の算定限

月額額の 3 分の 2 (2012 年現在 44,000 ユーロ) に引き下げられた。科学、医学、IT 分野の職種の場合には、この最低所得額は、一般年金保険の算定限度額の 2 分の 1 (2012 年現在 33,000 ユーロ) とされた。今後、第 19 条は、学者や大学教職者のみに適用されることになり、これらの者については従来どおり所得要件がなく、最初から定住許可の付与が可能である。

また、従来、就労目的の滞在許可が付与されるためには、連邦雇用庁の同意が必要とされている。連邦雇用庁は、外国人の労働条件がドイツ人の労働条件と同じであり、ドイツ人の応募者がいないことを審査 (優先性審査) して、これを確認した場合に、滞在許可の付与に同意している (第 39 条) が、EU ブルーカードの付与に際しては、この連邦雇用庁による手続が不要とされた。

ドイツの大学を卒業した外国人のための規定

ドイツの大学を卒業した外国人のうち、卒業後も引き続きドイツに滞在する者はその 4 分の 1 に過ぎない。これらの外国人が、卒業後ドイツで就労することを促進するために、EU 指令の実施に必要な範囲を超えて滞在法が改正された。

従来、ドイツの大学を卒業後、求職活動のために、修学のための滞在許可を 12 か月まで延長することができると言われていたが、18 か月までの延長が可能となった。ドイツで職業教育を受け、資格を取得した外国人に対しても、求職活動のために、12 か月まで滞在許可を延長することができることとされた。また、従来、ドイツの大学に在籍する外国人は、年間 90 日まで又は半日労働の場合にあっては年間 180 日まで副業することができると言われていたが、これがそれぞれ 120 日、240 日までに延長された。この改正は、専門性を生かした副業により、就職に結びつく可能性が高くなることを配慮したものである (第 16 条)。

さらに、ドイツの大学又はこれに相当する外国の大学を卒業した外国人で、24 か月以上就労のための滞在資格を有し、年金保険に加入しているものには、定住許可が付与されることになった (第 18b 条)。また、高資格労働者の求職活動のための滞在資格が新たに定められ、ドイツの大学又はこれに相当する外国の大学を卒業した外国人で、生計が保障されているものには、6 か月までの求職活動のための滞在資格の付与が可能とされた (第 18c 条)。

参考文献

- Entwurf eines Gesetzes zur Umsetzung der Hochqualifizierten-Richtlinie der Europäischen Union (Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 17/8682, 17/9436).
- 戸田典子「ドイツの滞在法—「外国人法」から EU「移民法」へ」『外国の立法』234 号, 2007.12, pp.4-112.
- 植月献二「【EU】高資格外国人労働者に魅力的な指令の制定」『外国の立法』243-1 号, 2010.4, pp.6-7.